

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和6年度		
施設名	向浜スポーツゾーン	設置年	平成 23 年
所在地	秋田市新屋町字砂奴寄4-6		
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社		
県所管課	スポーツ振興 課	スポーツ施設	チーム

1 施設の概要

設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。					
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標					
	野球場、運動広場、プール、スケート場について、「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、本県の競技力向上やスポーツに親しむ環境の整備を行うための主要施設としてだけでなく、全国規模の大会や各種イベント等の開催による交流人口の拡大にも資する施設である。					
	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として施設に求められているもの					
	競技力の向上、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進、子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上、スポーツを通じた地域づくりと交流人口・関係人口の拡大を推進するため、施設の有効活用を図る。					
施設の面積	【プール】敷地面積 214,478.00㎡、建床面積 11,544.57㎡、延床面積 14,160.15㎡ 【野球場】敷地面積 214,478.00㎡、建床面積 9,892.53㎡、延床面積 5,666.51㎡ 【向浜運動広場】敷地面積 214,478.00㎡ 【スケート場】敷地面積 84,436.10㎡、建床面積 14064.28㎡、延床面積 14064.28㎡					
主な設置施設	【プール】50mプール、25mプール、飛込プール、トレーニングルーム、会議室、更衣室、貴賓室 【野球場】ロッカールーム、シャワールーム、更衣室、屋内練習場、会議室 【スケート場】更衣室、医務室、喫茶室、ミーティングルーム、指導員室					
指定管理業務の内容	料金制	無（指定管理料制）				
	料金設定	別添資料による				
	サウンディング実施対象施設※	○				
	指定期間	R3.4.1		～		R8.3.31
	営業期間・時間	各施設条例による				
	(1) 向浜スポーツゾーンに係る使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務					
	(2) 向浜スポーツゾーンの施設及び設備の維持管理に関する業務					
(3) 向浜スポーツゾーンの利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務						
自主事業の内容	【イベント等】クリスマスフェスティバル・バレンタインイベント(スケート場) 【施設開放】こどもの日・スポーツの日・県の記念日無料開放(運動広場・総合プール)、オープンサービス・閉場サービス(スケート場) 【県立スケート場】キッズスケート教室・ジュニアスケート教室・冬休みスケート教室・放課後スケートクラブ・ステップアップスケート教室・スケート初心者教室・個人レッスン 【県立野球場】県民開放・こまち杯 【県立向浜運動広場】向浜テニス教室 【県立総合プール】キッズサマースイミング・ジュニアサマースイミング・親子deレスキュー・キッズスイミング・ジュニアスイミング・おとなのためのスイミング・ベビースイミング・ワンポイントレッスン					
直近3年の年間利用者数	R4	265,360 人	R5	299,014 人	R6	226,004 人
直近3年の年間利用収入	R4	62,931 千円	R5	63,890 千円	R6	61,861 千円
直近5年の収支決算(単位:千円)		R2	R3	R4	R5	R6
収入 計		336,323	350,692	362,078	373,283	370,393
利用料金収入						
指定管理料		335,061	345,070	345,070	345,070	345,070
その他収入		1,262	5,622	17,008	28,213	25,323
支出 計		307,800	335,343	360,610	378,603	373,204
人件費		117,642	115,225	114,528	120,837	120,520
光熱水費		75,599	88,320	119,638	125,064	121,946
修繕費		11,749	5,894	4,910	5,471	5,547
外部委託費		32,197	37,781	36,785	35,736	33,396
その他経費		70,613	88,123	84,749	91,495	91,795
差 引		28,523	15,349	1,468	▲ 5,320	▲ 2,811

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

2 観点ごとの評価

<観点Ⅰ> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)
--

○目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和6年度 の目標	利用者数 217,810人 (野球場 17,200人、向浜運動広場 9,820人、プール 128,300人、スケート場 62,490人)
--------------	---

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	実績	226,004	達成率	104.0%	
	具体的な 取組と その効果	可動床の故障による、ダイビングプールの利用制限のため、プールの一般利用者が減少したが、スケート場でのミニ国体開催や各種イベントでの来場者が多かったことにより、目標を達成することができました。			
直近3年 の実績	年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	目標	330,200	310,500	290,200	
	実績	224,474	265,358	299,014	
	達成率	68.0%	85.5%	103.0%	
令和7年度 の目標 (設定根拠)	目標	利用者数 271,340人 (野球場 70,450人、向浜運動広場 16,450人、プール 118,000人、スケート場 66,440人)			
	設定根拠	過去の利用実績を踏まえたうえで、令和7年度の各施設における大規模催事や各種大会予定・主催事業の開催計画及などを考慮して設定しました。			

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

<観点Ⅰ>の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	運動広場においては、野球場閉場による影響、また県立プールについては、ダイビングプールの可動床故障による影響で、一般利用者数は減少したが、各種大会やイベントが順調に実施されたことにより、目標を達成できました。今後も新規利用者の獲得や魅力ある自主事業の提供など、更なる利用者増加に努めていきたい。
	県 (所管課)	A	一部施設使用に制限がある状況の中、多様なニーズに応えた自主事業の企画や、設備環境の改善に努めたことにより、利用者数を増やすことができている。特に利用者の大幅な増加が見られたスケート場の要因を分析しつつ、更なる利用の促進につなげてほしい。

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。
また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。
A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)
B: A及びC以外
C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

＜観点Ⅱ＞ 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和6年度 の実績	実績	91.9%		
	具体的な 取組と その効果	寄せられたご意見や要望に対しては、所内で対応を検討し、全てのご意見に対して回答することはもちろん、“すぐできるものはすぐ改善する”ことをテーマに迅速な対応を事務所全体の目標として実施してきました。すぐに対応ができないご意見についても、利用者に丁寧な説明を行い理解を求めてきました。今後も利用者の声を大切にし、よりよい施設の管理運営に努めてまいります。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R3年度	R4年度		R5年度
	88.5%	91.4%		93.1%

＜観点Ⅱ＞の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	利用者満足度は高評価を維持しており、令和6年度においても90%を超える評価となっております。これは、利用者の声を反映し利用者目線に立った、迅速で適切な管理運営に努めてきたことによる評価であると考えております。これからも、利用者目線に立った管理運営に努めることはもちろん、さらなる満足度の向上に向けて努力してまいります。
	県 (所管課)	A	アンケート内容への迅速かつ細やかな対応など、利用者に寄り添った環境整備やサービス提供に努めたことにより、高い満足度につながった。引き続き利用者との良好な関係づくりに努め、満足度の維持向上につなげてほしい。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A:満足度80%以上 B:A及びC以外 C:満足度60%未満

＜観点Ⅲ＞ 効率性の向上等に関する取組

(1)経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	経費の 低減実績	施設や設備の修繕費が前年度比1.4%の増加となりましたが、価格高騰の中、光熱水費は前年度比-2.5%の減少と抑えることができたことなどにより、経費の総額では前年度比、-1.4%の減少となりました。外部委託費においては、前年度比-6.5%と、外部委託を低減し、可能なものは直営作業にて行うなど、その他の支出において経費を抑える努力をしてきたことから、経費低減に対する効果はあったものと考えております。
	具体的な 取組と その効果	消耗品等ではより安価に調達できるよう、運営本部事務局が取りまとめて一括で単価契約を締結したほか、直営作業が可能なものについては、資材や部品代のみで速やかに修繕や補修の対処を行ってまいりました。また、施設設備機器の運転などに際しては標準化したマニュアルに加え、「建築物保守・点検マニュアル」の策定により設備機器の定期的な予防保全に努めたほか、計画的かつ効果的な形で管理計画を策定するなど、ローコストかつ効率的な取り組みを推進してきたことにより、最低限の支出増で抑えることができたと考えております。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2)収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	収入の 増加実績	
	具体的な 取組と その効果	

<観点Ⅲ>の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	B	価格高騰の中にありながら、光熱水費を抑え、その他の支出でも削減を図るなど、全体経費では、前年度比が減少となりました。今後も少しでも多く経費を削減できるよう努めてまいります。
	県 (所管課)	B	経費節減に努めたことにより、収支改善が見られた。

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上悪化

<観点Ⅳ> 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

〇指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	【サービス向上の取組について】 →接客能力向上や法令の遵守など社員のレベルアップを目的に、「顧客対応研修」や「コンプライアンス研修」を行いました。 日常管理では、「お客様目線に立つこと」をサービスの基本とし、清潔で居心地が良く利便性に優れた施設環境の提供を目指して取り組みました。 また、利用者へは適切な施設情報が提供できるよう、掲示物や配布物を工夫するなど、きめ細かな情報サービスの提供に努めました。 冬期間の除雪作業は社員による作業とし、大型除雪ドーザーに加えて小型ロータリー除雪機、バケットを取り付けたトラクターなど、降雪状況や除雪箇所に応じて機材を機動的に使い分けるなどして、利用者が安全に来場できるよう作業を行いました。 利用者アンケートや直接寄せられるご意見・ご要望は、速やかに検討を行い、運営やサービスに反映できるものについては、積極的に取り込んでいくことでお客様目線に立った施設運営という基本姿勢のもと、誰もが気持ちよく快適に使いやすい施設づくりの実現に取り組みました。さらに、利用者目線からの意見を直接聞き、サービス向上へ活用していくための意見交換の場としてプール・スケート場を日常利用していただいている団体と利用者との意見交換会を開催しました。貴重な意見を今後の管理運営とサービス向上のために、活かしてまいります。 【個人情報を適切に管理するための取組について】 →個人情報保護法を遵守するとともに、公社で定めた「個人情報保護規程」を十分理解し、個人情報の収集の制限や利用及び提供の制限など、規程に基づき厳正な管理を行ったほか、「コンプライアンス研修」を実施し社員の危機管理能力の向上に努めました。また、幹部社員の定例会議において、あきた県庁出前講座を活用し個人情報保護に関する勉強会を開催しました。個人情報を取り扱う一般社員も聴講し、社員の意識向上に努めました。「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」については、施設受付の利用者の目に触れる場所に掲示し周知を図っており、事務所内での朝礼やミーティング時に社員としての心構えなどを再確認し、個人情報の適正な取り扱いを徹底しました。 さらに、執務パソコンからの情報漏洩や不正な使用を防ぐため、社員用のパソコンには使用状況を把握するソフトを活用し、個人情報に関する電子データの持ち出しを禁止するとともに、データ流出の原因のひとつとなるインターネットにおける不正アクセスや不正ソフトの導入を禁止するなどして、社内コンプライアンスの厳守を徹底させ、情報の適正管理に努めました。		

<観点Ⅳ>の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	社員のレベルアップを目的とした研修の実施、利用者への的確な情報提供、冬期間の除雪サービスの対応、利用者アンケートや意見交換会の実施など、利用者の目線に立った施設の管理運営に努めてきました。この結果は利用者満足度にも現れております。また、個人情報保護規程の理解、コンプライアンス研修の実施など、情報流出を防ぐ対応や危機管理能力の向上にも確実に取り組んでおり、利用者が安心して来場できる環境を整えております。今後も利用者目線に立った管理運営に努めてまいります。
	県 (所管課)	A	職員研修等を実施し運営業務の質の向上を目指すとともに、職員自らが除雪対応や野球場芝生整備などに取り組んでおり、支出削減とサービス向上を両立している。目標達成のための取り組みとして適正であると評価できる。

【評価基準】 A: 順調(改善点なし)、B: 概ね順調(重大な問題点なし)、C: 改善が必要(重大な問題点あり)
県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)
各種スポーツ大会や健康・安全に関連するイベント等の開催を通じ、「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進や子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上が図られている。また、大規模スポーツ大会の開催等により競技力の向上や交流人口の拡大が図られているほか、スポーツに限定しないイベント等の開催やSNS等を活用した情報発信により、幅広い世代による施設の有効活用が図られている。
○施設運営の課題
各施設において施設や設備機器等の経年劣化が見られることから、計画的に修繕・更新を行う必要がある。また、光熱水費等の高騰や最低賃金の上昇により、維持管理・運営経費が増加傾向にあり、収益力の向上を図る必要がある。
○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)
指定管理者と連携し、施設の効果的な運営を行いながら、県民利用の促進や大規模スポーツ大会の誘致・開催等を通じて、競技力の向上やスポーツの裾野拡大を図るとともに、更なる利用促進のため、予約システムの導入により、幅広い世代のスポーツ機会の創出と施設の有効活用を図る。また、施設の持続的な運営を目指し、民間ノウハウの活用や収益力の向上を図るため、令和8年度から利用料金併用制を導入するほか、情勢に応じた利用料金の引き上げを行うこととしている。

【外部有識者委員会による評価(提言):令和5年度実施】

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上で公表する。

評価(提言)
○施設の管理運営状況について(＜観点Ⅰ＞～＜観点Ⅳ＞に対するコメントを記載)
・具体的な経費削減に繋がる対策や、人材育成を行っていることは評価できる。
○県の施策達成に向けた施設運営について (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)
・各種大会のメイン会場としての役割や年間30万人近くの利用者を考慮すると地域貢献度はかなり高いと考えられ、評価できる。 ・複数施設を一体的に指定管理しているが、どの施設について修繕等に関する課題を抱えているか現状の評価票の記載内容では把握できないため、施設種類毎に収支状況含め課題を抽出することがまずは必要と考える(評価票への記載方法の検討含め)。 ・スケート場については、利用者数に対して多額の経費が発生していると推察されることから、あり方について検討が必要と考える。山形県の屋内スケート場新設検討の動きも参考として、本県のスケート場に関する状況等の確認の必要があると考える。

【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和5年度策定】

今後の対応方針
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
収支状況については施設ごとに把握しており、どの施設も老朽化により修繕費の割合が増加しているのに加え、運営に係る燃料費や光熱水費等が経費の大半を占めている。指定管理者側の経営努力のみでは対応しきれない現状を踏まえ、県所管課と修繕計画等に関する協議を重ね、今後の施設運営のあり方について検討を行いたい。
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)
・現時点での各施設の収支状況や修繕を要する設備等の状況は把握していることから、変更後の評価票の記載方法にそって記載していく。 ・当該施設に対しては、令和8年度から利用料金併用制の導入を予定しており、サウディング等を通じて効率的な維持管理手法や利活用方法を検討しており、併せて、スケート場については、建設から50年以上経過していることから、今後のあり方について検討を進めているところである。

【今後の対応方針の進捗状況について】

※今後の対応方針策定済みの施設について、策定翌年度の評価対象年度から記載

今後の対応方針の進捗状況
指定管理者（施設の管理運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載）
指定管理者側で対応可能なものについては引き続き改善努力をするとともに、県所管課とサウンディング等を通して現状の共通認識を深め、運営方針や大規模修繕等について計画的対応を進めている。
県所管課（県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載）
・各施設の収支状況や修繕を要する設備等の状況把握に努め、変更後の評価票の記載方法にそって記載している。 ・令和8年度からの利用料金併用制導入については、サウンディング等を通じて現指定管理者の理解が得られているとともに、当該施設に武道館を組み入れることで、より一体的な施設運営を行うこととしている。スケート場については、現指定管理者と今後のあり方について協議を重ねているところである。

○秋田県立総合プール条例

昭和五十八年三月十一日
秋田県条例第二十一号

〔秋田県立プール条例〕をここに公布する。

秋田県立総合プール条例

(平一二条例一六一・改称)

(設置)

第一条 スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、秋田県立総合プール(以下「プール」という。)を秋田市新屋町字砂奴寄四番六に設置する。

(平一二条例一六一・平一七条例八二・平二〇条例二三・一部改正)

(使用の許可)

第二条 プールを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

(昭六一条例二三・旧第三条繰上、平一七条例八二・平二一条例八八・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、プールの管理上支障が生じたとき。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(使用料の徴収)

第四条 プールを使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

- 2 使用料は、プールを使用させるときに徴収する。ただし、回数券及び定期券による使用料については、これらを発行する際徴収する。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認める者については、使用料を後納させることができる。

(昭六一条例二三・旧第四条繰上、平三条例一三・平一二条例一六一・一部改正、平一七条例八二・旧第三条繰下)

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(昭六一条例二三・旧第五条繰上、平一七条例八二・旧第四条繰下)

(使用料の不還付)

第六条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由によりプールを使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(昭六一条例二三・旧第六条繰上、平一七条例八二・旧第五条繰下・一部改正)

(指定管理者による管理)

第七条 プールの管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
 - 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - 三 プールの利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
 - 四 前三号に掲げるもののほか、プールの管理に関し知事が必要と認める業務
- 2 前条の規定によりプールの管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開場時間及び休場日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従ってプールの管理を行わなければならない。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、プールの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平一二条例一六一・旧附則・一部改正)

- 2 平成十三年一月一日から同年三月二十三日までの間、プールを使用する者からは、第三条の規定にかかわらず、当該使用に係る使用料は、徴収しない。

(平一二条例一六一・追加)

(昭和五八年教委規則第八号で昭和五八年六月六日から施行)

附 則(昭和六一年条例第二三号)

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成三年条例第一三号)

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第五三号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成八年条例第五〇号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成九年条例第七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一一五号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一六一号)

この条例は、平成十三年三月二十四日から施行する。ただし、題名、第一条及び附則の改正規定は、同年一月一日から施行する。

附 則(平成一七年七月八日条例第八二号)抄

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中秋田県立スケート場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第七条中秋田県立野球場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第八条中秋田県立運動広場条例第二条の表秋田県立向浜運動広場の項の改正規定、第九条秋田県立総合プール条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)及び第十二条の規定並びに次項の規定 公布の日

附 則(平成二〇年条例第二三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年条例第八八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 12 この条例の施行により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るこの条例の施行前に秋田県教育委員会がした手続その他の行為又は秋田県教育委員会に対してされた手続その他の行為は、知事がした手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成二六年条例第三八号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第三七号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十六号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成三十一年条例第一一号)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表(第四条関係)

(平一二条例一六一・全改、平一七条例八二・平二一条例八八・平二六条例三八・平二八条例三七・平三一条例一一・一部改正)

一 個人が使用する場合の施設使用料

区分	使用料の額			
	水泳教室として使用する 場合	上記以外に使用する 場合	回数券(六回券)	定期券(有効期間一年)
小学校児童及び 中学校生徒	一一〇円	二二〇円	一、一一〇円	一人につき二七、 五〇〇円を超えない 範囲内において 規則で定める額
高等学校生徒並び に高等専門学校 及び大学の学生	二〇〇円	三九〇円	一、九四〇円	
一般	二八〇円	五五〇円	二、七七〇円	

備考

- 一 この表において「水泳教室」とは、教育機関が主催して二十人以上の者を対象に組織的に水泳技術等を指導するもの及び知事がこれに準ずると認めたものをいう。
- 二 この表における「小学校児童及び中学校生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- 二 貸切使用する場合の使用料
- イ 施設使用料

区分		使用料の額		
		アマチュアスポーツに 使用する場合	その他の催物に使用する 場合	
			平日	土曜日・日曜日・休 日
五十メートルプ ール	一時間につき	一一、〇七〇円	三三、二一〇円	四四、二八〇円
	一日につき	六一、九九〇円	一八五、九八〇円	二四七、九七〇円
二十五メートル プール	一時間につき	五、五四〇円	一六、六一〇円	二二、一四〇円
	一日につき	三一、〇〇〇円	九二、七九〇円	一二三、九九〇円
飛込プール	一時間につき	五、五四〇円	一六、六一〇円	二二、一四〇円
	一日につき	三一、〇〇〇円	九二、七九〇円	一二三、九九〇円

備考

- 一 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- 二 この表において「一日」とは、午前十時から午後五時までをいう。
- 三 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第三条に規定する休日をいう。
- 四 五十メートルプール又は二十五メートルプールをアマチュアスポーツに使用する場合はコース別に貸切使用するときの使用料の額は、一コースにつき、五十メートルプールにあつてはこの表に定める額に五分の一を乗じて得た額(当該額に十円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額)、二十五メートルプールにあつてはこの表に定める額に四分の一を乗じて得た額(当該額に十円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額)とする。
- 五 使用者が入場料(使用者が、いずれの名義とするかを問わず、プールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に二を乗じて得た額とする。
- ロ 附属施設・設備使用料

区分	使用料の額(一時間につき)	
	アマチュアスポーツに使用する 場合	その他の催物に使用する 場合
会議室	八三〇円	一、一一〇円

審判装置	競泳競技用	一、〇〇〇円	一、三三〇円
	シンクロナイズドスイミング競技用	二五〇円	三三〇円
	水球競技用	二五〇円	三三〇円
	飛込競技用	二五〇円	三三〇円
放送設備		四二〇円	五五〇円
大型表示装置		一、六六〇円	二、二一〇円
照明設備		実費を勘案して規則で定める額	

備考

- 一 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- 二 使用者が入場料(使用者が、いずれの名義であるかを問わず、プールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額(照明設備に係るものを除く。)に二を乗じて得た額とする。

○秋田県立野球場条例

昭和四十七年七月七日
秋田県条例第二十五号

秋田県立野球場条例をここに公布する。

秋田県立野球場条例

(設置)

第一条 スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、秋田県立野球場(以下「野球場」という。)を秋田市新屋町字砂奴寄四番六に設置する。

(平一五条例三七・平一七条例八二・平二〇条例二三・一部改正)

(使用の許可)

第二条 野球場の施設及び設備のうち、次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 グラウンド
- 二 会議室
- 三 報道用放送室
- 四 広告表示用設備

2 前項の許可には、野球場の管理上必要な条件を付することができる。

(昭六一条例二三・旧第三条繰上、平一九条例八一・平二一条例八八・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、野球場の管理上支障が生じたとき。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(使用料の徴収)

第四条 第二条第一項各号に掲げる施設又は設備(以下「施設等」という。)を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、施設等を使用させるときに徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させることができる。

(昭六一条例二三・旧四条繰上、平三条例一三・一部改正、平一七条例八二・旧第三条繰下、平一九条例八一・一部改正)

(使用料の不還付)

第五条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により施設等を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(昭六一条例二三・旧第五条繰上・一部改正、平一七条例八二・旧第四条繰下・一部改正、平一九条例八一・一部改正)

(使用料の減免)

第六条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(昭六一条例二三・旧第六条繰上、平一七条例八二・旧第五条繰下)

(指定管理者による管理)

第七条 野球場の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二条第一項第一号から第三号までに掲げる施設の使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 野球場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、野球場の管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合における第二条第一項第一号から第三号までに掲げる施設の使用についての同項及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一七条例八二・全改、平一九条例八一・平二一条例八八・一部改正)

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開設期間及び開場時間に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って野球場の管理を行わなければならない。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、野球場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和四七年教委規則第八号で昭和四七年七月一五日から施行)

(平一九条例八一・旧第一項・一部改正)

附 則(昭和四八年条例第五六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五五年条例第二四号)

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和六〇年条例第二六号)

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(昭和六一年条例第二三号)

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第六号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成三年条例第一三号)

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第五〇号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成八年条例第四七号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成九年条例第七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一一五号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第三七号)

この条例は、平成十五年六月二十一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第五四号)

この条例は、平成十五年八月一日から施行する。

附 則(平成一七条例第八二号)抄

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中秋田県立スケート場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第七条中秋田県立野球場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第八条中秋田県立運動広場条例第二条の表秋田県立向浜運動広場の項の改正規定、第九条中秋田県立総合プール条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)及び第十二条の規定並びに次項の規定 公布の日

附 則(平成一九年条例第八一号)

この条例は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第二三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年条例第八八号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

12 この条例の施行により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るこの条例の施行前に秋田県教育委員会がした手続その他の行為又は秋田県教育委員会に対してされた手続その他の行為は、知事がした手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成二六条例第三五号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二八条例第三七号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十六号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成三一年条例第一一号)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表(第四条関係)

(昭四八条例五六・昭五五条例二四・昭六〇条例二六・昭六一条例二三・平元条例六・平四条例五〇・平八条例四七・平九条例七・平一五条例三七・平一五条例五四・平一七条例八二・平一九条例八一・平二六条例三五・平二八条例三七・平三一条例一一・一部改正)

第一 グラウンド使用料

区分			使用料の額		
			一時間につき	午前八時から午後六時まで	一日につき
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用するとき	中学校生徒及び小学校児童	五七〇円	四、五六〇円	六、二七〇円
		大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校生徒	一、七〇〇円	一三、六〇〇円	一八、七〇〇円
		一般	二、四一〇円	一九、二八〇円	二六、五一〇円
	その他の催物に使用するとき	平日	五、三四〇円	四八、〇六〇円	六四、〇八〇円
		土曜日・日曜日・休日	七、四四〇円	六六、九六〇円	八九、二八〇円
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用するとき	中学校生徒及び小学校児童	一、七三〇円	一七、三〇〇円	二二、四九〇円
		大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校生徒	五、一三〇円	五一、三〇〇円	六六、六九〇円
		一般	七、二三〇円	七二、三〇〇円	九三、九九〇円
	その他の催物に使用するとき	営利を目的としない催物であるとき	一日につき一日の入場料の最高額の百五十人分に相当する額(その額が十九万二千九百七十円に満たない場合は、十九万二千九百七十円)		
		営利を目的とする催物であるとき	一日につき一日の入場料の最高額の百五十人分に相当する額(その額が二十四万九百五十円に満たない場合は、二十四万九百五十円)		

備考

- 一 使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数を一時間として計算した使用料を徴収する。
- 二 この表において「一日」とは、午前八時から午後九時までをいう。
- 三 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義でするかを問わず、野球場の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 四 この表における「中学校生徒及び小学校児童」及び「大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校生徒」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- 五 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第三条に規定する休日をいう。

第二 附属施設・設備使用料

区分	使用の単位	使用料の額
会議室	一時間につき	五六〇円
報道用放送室	一室一時間につき	一、四七〇円
放送設備	一時間につき	三三〇円

温水シャワー			一室一時間につき	二九〇円
スコアボード			一時間につき	九九〇円
夜間照明設備	アマチュアスポーツに使用するとき	全灯使用	一時間につき	一六、〇一〇円
		三分の一減灯使用		一〇、六八〇円
		三分の二減灯使用		五、三四〇円
	その他の催物に使用するとき	全灯使用		一二八、〇四〇円
		三分の一減灯使用		六四、〇二〇円
		三分の二減灯使用		三二、〇一〇円
バッティングゲージ			一台一時間につき	三七〇円
審判用具一式			一試合につき	三七〇円

備考 使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数を一時間として計算した使用料を徴収する。

第三 広告表示用設備使用料

区分	使用料の額(一平方メートルにつき一年)
内野席前部フェンス	一四、六七〇円
外野席前部フェンス	一八、三三〇円

備考

- 一 使用期間が一年未満であるときは月割をもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算した使用料を徴収する。
- 二 使用料の額に一円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

○秋田県立運動広場条例

昭和四十九年六月七日
秋田県条例第四十四号

〔秋田県立向浜運動広場条例〕をここに公布する。

秋田県立運動広場条例

(平一五条例五五・改称)

(設置)

第一条 スポーツの普及振興を図り、もつて県民の心身の健全な発達に寄与するため、運動広場を設置する。

(昭五七条例四三・平一五条例五五・一部改正)

(名称及び位置)

第二条 運動広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秋田県立向浜運動広場	秋田市新屋町字砂奴寄四番地の六
秋田県立新屋運動広場	秋田市豊岩石田坂字館野二十一番地の九

(平一五条例五五・追加、平一七条例八二・一部改正)

(運動広場の施設)

第三条 運動広場に、次に掲げる施設を設ける。

一 秋田県立向浜運動広場

(一) 野球広場

(二) テニスコート

二 秋田県立新屋運動広場

ラグビー・サッカー場

(昭四九条例五八・平一二条例一三六・一部改正、平一五条例五五・旧第二条繰下・一部改正)

(使用の許可)

第四条 運動広場を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、運動広場の管理上必要な条件を付することができる。

(昭五五条例二五・追加、昭六一条例二三・旧第四条繰上、平一五条例五五・旧第三条繰下、平二一条例八八・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第五条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。

二 使用の目的を変更したとき。

三 知事の指示に従わなかつたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、運動広場の管理上支障が生じたとき。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(使用料の徴収)

第六条 運動広場を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、運動広場を使用させるときに徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させることができる。

(昭五五条例二五・追加、昭六一条例二三・旧第五条繰上、平三条例一三・一部改正、平一五条例五五・旧第四条繰下、平一七条例八二・旧第五条繰下)

(使用料の減免)

第七条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(昭五五条例二五・追加、昭六一条例二三・旧第六条繰上、平一五条例五五・旧第五条繰下、平一七条例八二・旧第六条繰下)

(使用料の不還付)

第八条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により運動広場を使用することができなくなつた場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(昭五五条例二五・追加、昭六一条例二三・旧第七条繰上、平一五条例五五・旧第六条繰下、平一七条例八二・旧第七条繰下)

(指定管理者による管理)

第九条 運動広場の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(指定管理者の業務)

第十条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 運動広場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、運動広場の管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定により運動広場の管理を指定管理者に行わせる場合における当該運動広場の使用についての第四条及び第五条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(管理の基準)

第十一条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第五条に定めるもののほか、開設期間及び開場時間に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて運動広場の管理を行わなければならない。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(規則への委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、運動広場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和四九年教委規則第一四号で昭和四九年七月二〇日から施行)

附 則(昭和四九年年例第五八号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和四九年教委規則第一八号で昭和四九年一〇月一〇日から施行)

附 則(昭和五五年年例第二五号)

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七年年例第四三三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六〇年年例第二七号)

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(昭和六一年年例第二三三三号)

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成元年年例第六号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成三年年例第一三三三号)

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成四年年例第五一五号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成八年年例第四八八号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成九年年例第七七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年年例第一一五五号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年年例第一三六六号)

この条例は、平成十二年八月一日から施行する。

附 則(平成一五年年例第五五五号)

この条例は、平成十五年八月一日から施行する。

附 則(平成一七年年例第八二二二号)抄

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六条中秋田県立スケート場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第七条中秋田県立野球場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第八条中秋田県立運動広場条例第二条の表秋田県立向浜運動広場の項の改正規定、第九条中秋田県立総合プール条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)及び第十二条の規定並びに次項の規定 公布の日

附 則(平成二一年条例第八八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 12 この条例の施行により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るこの条例の施行前に秋田県教育委員会がした手続その他の行為又は秋田県教育委員会に対してされた手続その他の行為は、知事がした手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成二六年条例第三六号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第三七号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十六号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成三一年条例第一一号)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表(第六条関係)

(昭五五条例二五・追加、昭六〇条例二七・昭六一条例二三・平元条例六・平四条例五一・平八条例四八・平九条例七・平一二条例一三六・平一五条例五五・平一七条例八二・平二六条例三六・平二八条例三七・平三一条例一一・一部改正)

第一 施設使用料

区分		使用料の額 (一面一時間につき)
野球広場	中学校生徒及び小学校児童	三五〇円
	大学及び高等専門学校の学生並びに 高等学校生徒	四八〇円
	一般	六〇〇円
テニスコート	平日	二二〇円
	土曜日・日曜日・休日	四四〇円
ラグビー・サッカー場	中学校生徒及び小学校児童	三五〇円
	大学及び高等専門学校の学生並びに 高等学校生徒	四八〇円
	一般	六〇〇円

備考

- 一 使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数を一時間として計算した使用料を徴収する。
- 二 この表における「中学校生徒及び小学校児童」及び「大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校生徒」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- 三 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第三条に規定する休日をいう。

第二 夜間照明設備使用料

区分	使用の単位	使用料の額
野球広場	一面一時間につき	二、二四〇円
テニスコート	一面一時間につき	六七〇円
ラグビー・サッカー場	一基一時間につき	三一〇円

備考 使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数を一時間として計算した使用料を徴収する。

○秋田県立スケート場条例

昭和四十六年十月一日
秋田県条例第五十七号

秋田県立スケート場条例をここに公布する。

秋田県立スケート場条例

(設置)

第一条 スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、秋田県立スケート場(以下「スケート場」という。)を秋田市新屋町字砂奴寄二番地の二に設置する。

(平一七条例八二・一部改正)

(使用の許可)

第二条 スケート場を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

(昭六一条例二三・旧第三条繰上、平一七条例八二・平二一条例八八・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、スケート場の管理上支障が生じたとき。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(使用料の徴収)

第四条 スケート場を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、スケート場を使用させるときに徴収する。ただし、回数券及び定期券による使用料については、これらを発行する際徴収する。

3 前項本文の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認める者については、使用料を後納させることができる。

(昭五八条例二二・一部改正、昭六一条例二三・旧第四条繰上、平三条例一三・一部改正、平一七条例八二・旧第三条繰下)

(使用料の不還付)

第五条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由によりスケート場を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(昭六一条例二三・旧第五条繰上・一部改正、平一七条例八二・旧第四条繰下・一部改正)

(使用料の減免)

第六条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(昭六一条例二三・旧第六条繰上、平一七条例八二・旧第五条繰下)

(指定管理者による管理)

第七条 スケート場の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
 - 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - 三 スケート場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
 - 四 前三号に掲げるもののほか、スケート場の管理に関し知事が必要と認める業務
- 2 前条の規定によりスケート場の管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開場時間及び休場日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従ってスケート場の管理を行わなければならない。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、スケート場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において、教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和四十六年教委規則第一一号で昭和四十六年十一月九日から施行)

(重要な公の施設等の範囲を定める条例の一部改正)

- 2 重要な公の施設等の範囲を定める条例(昭和三十九年秋田県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(昭和四七条例第二六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四八条例第五六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五五条例第二三号)

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七条例第三三号)

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和五八条例第二二号)

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則(昭和六〇条例第二五号)

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(昭和六一年条例第二三号)

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成三年条例第一三号)

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第四九号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成八年条例第四六号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成九年条例第七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇条例第二五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一一五号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一七条例第八二号)抄

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中秋田県立スケート場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第七条中秋田県立野球場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第八条中秋田県立運動広場条例第二条の表秋田県立向浜運動広場の項の改正規定、第九条中秋田県立総合プール条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)及び第十二条の規定並びに次項の規定 公布の日

附 則(平成二一年条例第八八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 12 この条例の施行により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るこの条例の施行前に秋田県教育委員会がした手続その他の行為又は秋田県教育委員会に対してされた手続その他の行為は、知事がした手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成二六年条例第三四号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二八条例第三七号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十六号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成三一年条例第一一号)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表(第四条関係)

(昭四七条例二六・昭四八条例五六・昭五五条例二三・昭五七条例三三・昭五八条例二二・昭六〇条例二五・昭六一条例二三・平元条例六・平四条例四九・平八条例四六・平九条例七・平一〇条例二五・平一七条例八二・平二一条例八八・平二六条例三四・平二八条例三七・平三一条例一一・一部改正)

第一 個人がリンクを使用する場合の使用料

区分		中学校生徒及び小学校児童		大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校生徒		一般	
		スケート教室として使用する 場合	上記以外に使用する 場合	スケート教室として使用する 場合	上記以外に使用する 場合	スケート教室として使用する 場合	上記以外に使用する 場合
滑走料		九〇円	二二〇円	二三〇円	五〇〇円	三九〇円	六四〇円
滑走回数券(六枚)		一、一〇〇円		二、四八〇円		三、一九〇円	
定期滑走券	研修者	五、七二〇円		一一、二二〇円		一五、一八〇円	
	その他の者	一一、五五〇円		二二、二三〇円		三〇、一五〇円	
貸靴料		五〇円	一一〇円	二一〇円	三四〇円	三四〇円	四四〇円
ロッカー使用料 (一個一回につき)		一〇〇円					

備考

- 一 この表における「中学校生徒及び小学校児童」及び「大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校生徒」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- 二 この表において「スケート教室」とは、教育機関が主催して、二十人以上の者を対象に組織的にスケート技術等を指導するもの及び知事がこれに準ずると認めたものをいう。
- 三 この表において「研修者」とは、秋田県スケート連盟又は秋田県アイスホッケー連盟に登録している者でトレーニングのためにリンクを使用する者と知事が認めたものをいう。
- 四 幼児が貸靴又はロッカーを使用するときは、当該幼児を小学校児童とみなして、貸靴料又はロッカー使用料を徴収する。

第二 貸切を使用する場合の使用料

(一) 施設使用料

区分				使用料の額 (一時間につき)
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用するとき			四、五一〇円
	その他の催物に使用するとき		平日	一二、五四〇円
			土曜日・日曜日・休日	一九、〇四〇円
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用するとき			八、八六〇円
	その他の催物に使用する 場合	営利を目的としない 催物であるとき	平日	一九、〇四〇円
			土曜日・日曜日・休日	二五、三一〇円

		営利を目的とする催物であるとき	平日	三七、九六〇円
			土曜日・日曜日・休日	五〇、六一〇円

備考

- 一 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- 二 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、スケート場の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 三 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第三条に規定する休日をいう。
- 四 使用者が入場料を徴収しない場合で、営業その他これに類する目的をもって使用するとき、入場料を徴収する場合の使用料を徴収する。

(二) 附属設備使用料

区分		使用の単位	使用料の額	
			アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催物に使用する場合
照明設備	入場料を徴収しない場合	一時間につき	二、三一〇円	三、四七〇円
	入場料を徴収する場合		四、六二〇円	六、九三〇円
放送設備	入場料を徴収しない場合		三九〇円	五一〇円
	入場料を徴収する場合		七六〇円	一、〇〇〇円
ロッカー		一個一回につき	一〇〇円	一〇〇円
いす		一脚一回につき	二〇円	二〇円

備考

- 一 照明設備及び放送設備の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- 二 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、スケート場の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 三 使用者が入場料を徴収しない場合で、営業その他これに類する目的をもって使用するとき、入場料を徴収する場合の使用料を徴収する。